

平成29年9月定例会

# 御杖村議会会議録

平成29年9月 5日 開会

平成29年9月15日 閉会

御杖村議会

## 目次

第 1 号 (9月5日) .....	- 1 -
◎議事日程 .....	- 2 -
◎本日の会議に付した事件 .....	- 3 -
◎出席議員 (8名) .....	- 3 -
◎欠席議員 (0名) .....	- 3 -
◎会議録署名議員 .....	- 3 -
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 .....	- 3 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員 .....	- 3 -
◎開会及び開議の宣告 .....	- 4 -
◎会議録署名議員の指名 .....	- 4 -
◎会期の決定 .....	- 4 -
◎諸般の報告 (議会運営委員会) .....	- 4 -
◎諸般の報告 (例月出納検査) .....	- 5 -
◎諸般の報告 (奈良県広域消防組合議会) .....	- 5 -
◎行政報告 .....	- 7 -
◎一般質問 (山崎往男君) .....	- 9 -
◎一般質問 (葛城昌俊君) .....	- 11 -
◎発議第2号御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定 [上程、説明、質疑、討論、採決] .....	- 13 -
◎発議第3号御杖村議会傍聴人規則の全部を改正する議会規則の制定 [上程、説明、質疑、討論、採決] .....	- 13 -
◎発議第4号御杖村議会全員協議会運営規程の制定 [上程、説明、質疑、討論、採決] .....	- 14 -
◎議案第25号特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の 一部を改正する条例の制定 [上程、説明、質疑、討論、採決] .....	- 15 -
◎議案第26号御杖村過疎地域自立促進計画の変更 [上程、説明、質疑、討論、採決] .....	- 16 -
◎議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算 (第3号) の議定 [上程、説明、質疑、付託] .....	- 17 -
◎議案第28号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) の議定 [上程、説明、質疑、付託] .....	- 19 -
◎議案第29号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第1号) の議定 [上程、説明、質疑、付託] .....	- 20 -
◎決算一括 [上程] .....	- 22 -

認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定、	
認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、	
認定第3号平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、	
認定第4号平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、	
認定第5号平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	
◎一般会計決算〔説明〕	22 -
◎特別会計決算〔説明〕	25 -
◎決算審査の意見	26 -
◎一般会計決算〔質疑〕	27 -
◎簡易水道事業特別会計決算〔質疑〕	27 -
◎国民健康保険特別会計決算〔質疑〕	27 -
◎介護保険特別会計決算〔質疑〕	27 -
◎後期高齢者医療特別会計決算〔質疑〕	27 -
◎一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定〔付託〕	28 -
◎報告第3号平成28年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況に関する点検・評価の報告〔上程、説明、質疑〕	28 -
◎発議第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	30 -
◎散会の宣告	31 -
第2号（9月15日）	33 -
◎議事日程	34 -
◎本日の会議に付した事件	34 -
◎出席議員（8名）	34 -
◎欠席議員（0名）	34 -
◎会議録署名議員	35 -
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	35 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員	35 -
◎開議の宣告	36 -
◎議事日程の報告	36 -
◎補正予算一括〔予算決算委員長報告、質疑〕	36 -
議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算（第3号）、	
議案第28号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、	
議案第29号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）、	

◎議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算（第3号）の議定 〔討論、採決〕	- 37 -
◎議案第28号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） の議定〔討論、採決〕	- 37 -
◎議案第29号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号） の議定〔討論、採決〕	- 37 -
◎決算一括〔予算決算委員長報告、動議〕	- 38 -
認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算、 認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、 認定第3号平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、 認定第4号平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算、 認定第5号平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
◎認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定〔採決〕	- 39 -
◎認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定〔採決〕	- 39 -
◎認定第3号平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定〔採決〕	- 39 -
◎認定第4号平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定〔採決〕	- 40 -
◎認定第5号平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定〔採決〕	- 40 -
◎議員派遣〔上程、採決〕	- 40 -
◎閉会中の継続調査申し出〔上程、採決〕	- 41 -
◎閉議及び閉会の宣告	- 41 -
◎会議録署名	- 43 -

第 1 号 (9月5日)

平成29年9月御杖村議会定例議会

平成29年9月5日  
開議 午前10時00分

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 発議第 2 号 御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について  
日程第 7 発議第 3 号 御杖村議会傍聴人規則の全部を改正する議会規則の制定について  
日程第 8 発議第 4 号 御杖村議会全員協議会運営規程の制定について  
日程第 9 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 議案第26号 御杖村過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第11 議案第27号 平成29年度御杖村一般会計補正予算（第3号）の議定について  
日程第12 議案第28号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について  
日程第13 議案第29号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について  
日程第14 認定第 1 号 平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第15 認定第 2 号 平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第16 認定第 3 号 平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第17 認定第 4 号 平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第18 認定第 5 号 平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第19 報告第 3 号 平成28年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について  
日程第20 発議第 5 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（8名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎会議録署名議員

5番 松岡一生君                      6番 木村忠雄君

---

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	徳田和則君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
保健福祉課長補佐	廣尾真貴子君
教育委員会次長補佐	中村康幸君
会計管理者	鈴木敏夫君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	古谷匡敏君

(午前10時00分 開議)

### ◎開会及び開議の宣告

○議長(盛岡英成君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年9月定例会を案内させていただきましたところ、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

全議員の出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、平成29年9月御杖村議会定例会は成立いたしました。よって、ただいまから、開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、別紙日程表のとおりとします。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(盛岡英成君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、5番松岡一生君、6番木村忠雄君を指名いたします。

### ◎会期の決定

○議長(盛岡英成君) 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から、9月15日までの11日間に決定しました。

### ◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(盛岡英成君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月22日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山崎往男君。

○議会運営委員長(山崎往男君) ただいま議長より指名がございました。議会運営委員会の会議結果を報告いたしたいと思っております。

当委員会は、去る8月22日に委員会を開催し、9月定例会の運営について協議を行いました。まず、議員より提出される議会規則等の制定3件につきまして、事務局より概略の説明を受け、続いて村長より提出されております条例の制定1件、計画の変更1件、補正予算3件、決算認定5件、報告1件につきまして、徳田総務課長から概略の説明をいただきました。

その後、会期及び会期中の日程につきまして、協議を行いました。9月定例会の会期を、9月5日から15日までの11日間といたしまして、全員協議会は11日、予算決算委員会を12日、続会議を15日とし、いずれも午前10時から開会というこ

とで決定をいたしました。

次に、一般質問につきまして協議を行い、通告締め切りを8月29日午後5時とし、質問日は開会日、9月5日と決定をいたしました。

次に、意見書採択に係る陳情書の提出が1件ありましたことから、採択に関しましては、全員協議会において審査していただくことといたしました。

それぞれ詳細は日程に沿って、提案趣旨または理由の説明がありますので、個々の内容は省略をさせていただきたいと思えます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

### ◎諸般の報告（例月出納検査）

- 議長（盛岡英成君） 次に、監査委員から例月出納検査結果報告書5月から7月分を受理しました。報告書抜粋の写しを配付しておりますので、報告といたします。

### ◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。

去る7月25日に開催されました、奈良県広域消防組合議会臨時会の報告を求めます。

派遣議員 山岡隆良君。

- 派遣議員（山岡隆良君） それでは、奈良県広域消防組合議会の第1回臨時会ということで、7月25日に開催されましたので、その内容についてご報告させていただきます。

まず最初に、役員改選により議会メンバーがかわっておりますので、全員協議会というふうな形で、森下豊管理者からのご挨拶をいただき、座長の選出というふうなことで、全員協議会につきましては、最年長議員である大和高田市 中谷修一議員が座長を務められ、議事日程の説明と組合議会人事について、正副議長の選出ということで、議長については大淀町の青木弘行氏、副議長については広陵町の吉田信弘氏を副議長。管理者提出案件については、承認案件1件、報告案件3件、議案8件、同意案件1件と、それと監査委員の選出について、監査委員は天理市の大橋基之議員というふうな形で、全員協議会が開催されました。

中長期ビジョンの策定に伴う進捗状況についてというふうな形で、先般の全員協議会で報告させていただきましたとおり、中長期骨子案についてご説明があったというふうな形で、本会議のほうに臨みました。

まず、地方自治法の第107条に基づき、臨時議長ということで、最年長議員の大和高田市 中谷修一議員が、議長選出までを進行していただき、管理者開会挨拶、仮議席の指定、議長の選出というふうなことで、先の全員協議会で青木弘行氏を決定しておりましたので、議長という形で投票がございまして、選挙の結果、議長ということで就任いただきました。議長のほうから副議長の選出ということで、広陵町の吉田信弘氏を指名をいただき選出されたということで、全会一致で選出されております。

続きまして、仮議席の指定ということで、仮議席が本会議の議席ということでそのまま決定されて、会期は1日限りというふうな形で決定されて、その後本会議のほうに入っていく、各議案についてご報告、また採択がありました。その内容について、簡単ではありますが一つ一つちょっと報告させていただきたいと思えます。

まず、承認案件の第3号 平成28年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについてというふうなことであります。内容につきましては、当初の事業計画では11月の工事契約を経て、工期を4カ月、年度内の事業完了を予定していたが、鉄骨工事に係る鋼材生産業者が繁忙期と重なって、製鉄・圧延及び鋼材に施す亜鉛溶融メッキ加工のおくれから、資材の入手が遅延し、年度内で完了が困難となったというふうなことから、香芝消防署訓練施設増強工事費4,600万6,000円を繰越明許する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであるというふうな内容が、承認案件として上がりました。

続きまして、報告の第2号 損害賠償の額の決定の専決処分についてというふうなことで、奈良県消防組合の損害賠償の額についての専決処分。橿原消防署平成29年3月1日、金7万8,662円なんですけれども、橿原市東坊城町において、公用車指揮者運転中、個人所有の駐車場で車両を後退した際、車両左側後方が私人所有の車両に接触し破損させたものというふうなことで7万8,000円。

また2番目に、橿原消防署で3月31日、16万7,400円。これは、個人所有駐車場内に右側後輪が進入し、当該駐車場の土間及びコンクリートを破損させた。それと、橿原消防署の平成29年5月12日、29万360円。公用車運転中、車載資材機が落下し、個人所有の車両に接触し破損させた。それと、西和消防署、7月4日なんですけれども、15万1,200円。北葛城郡河合町長楽において、公用車運転中、民家部を徐行にて通過する際に、車両左側上部が個人所有の家屋に接触し破損させた。そのような内容のものが専決処分をされております。

また、報告の第3号ということで、奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計繰越明許についてということで、救助資機材型・小型消防ポンプ搭載多機能車整備事業ということで、1,385万1,000円が繰越明許されていると。

報告の第4号では、広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告ということで、香芝消防署の増設改良工事ということで、先の案件4,600万6,000円が繰越明許されたというふうな形になっております。

それと、議案の第29号ということで、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正するというふうなことで、これは奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例ということで、根拠は雇用保険法の一部を改正する法律というのが、平成28年法律第17号、平成29年法律第14号で改正されてます。それに基づき改正されるというふうなことで、雇用保険法の一部改正により、広域求職活動費を求職活動支援費に改定と。雇用保険法の失業給付に準じている失業者の退職手当について、給付基準の追加というふうなことで改定されてます。

次に、議案第30号 平成29年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算(第1号)についてというふうなことで、補正予算が組まれてます。補正内容については、歳入歳出予算にそれぞれ4,582万3,000円を増額し、予算総額を16億4,120万3,000円とするという増額補正であります。

内容は、南部方面隊指揮車購入費1,986万3,000円と。方面隊発足に伴う維持経費等が138万8,000円。消防救助訓練施設整備事業で1,500万。衛星電話整備の増強ということで260万。あと、消防・救急デジタル無線基地局空中線変更工事697万2,000円というふうな形になって、4,582万3,000

0円が補正組まれてます。財源については、地方債4,080万円、基金繰入金523万を基金に繰り入れて補正が組まれたということです。

次に、議案第31号 平成29年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計補正予算についてということですが、これについても中和消防署の特別会計予算なんですけれども、報償費ということで、歳入歳出予算にそれぞれ624万6,000円を増額し、予算総額を27億4,825万2,000円とする増額補正です。理由は、救急事案裁判結審に伴う弁護士の報償金624万6,000円を歳出と、歳入については損害賠償保険収入、弁護士報酬支出に伴う消防業務賠償責任保険加入による増額ということで、保険の給付の部分で5,100万円ということになっております。

あと、議案第32号から36号までですが、財産の取得というふうなことで報告がありました。

桜井消防署の高規格救急自動車が2,527万2,000円。五条消防署の高規格救急自動車も同じく2,527万2,000円。高田消防署の高規格救急自動車についても2,527万2,000円ということになっております。

次に、北部方面隊の指揮車949万3,200円というのが、北部と大和郡山消防署、宇陀消防署の指揮車ということで各3台導入されています。

議案第34号 財産の取得で、天理消防署、はしごつき消防自動車35メートル級というのが2億3,166万円ということで財産が取得されていると。

次に、議案第35号 高田消防署の消防ポンプ自動車が3,369万6,000円で取得しましたと。

そして、高石消防署の水槽つき消防ポンプ自動車が5,421万6,000円というふうな形で財産の取得がありましたという議案です。

最後に、同意案件ということで監査委員の選任について同意を求めることについてというふうなことで、天理市の大橋基之議員を地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求めるということで、同意に基づき全て承認・可決されたというふうな内容になっております。

少しわかりにくかったかもわかりませんが、以上で簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 以上で、諸般の報告を終わります。

## ◎行政報告

○議長（盛岡英成君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言を求められていますので、これを許可します。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） おはようございます。

議員の皆様のご出席をいただきまして、9月定例会が開催されますことに対し、深く感謝を申し上げます。私から、直近の主な事項について行政報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、村おこし関連事業についてご報告申し上げます。

初めに、地域おこし協力隊についてですが、本年4月に観光部門1名、農業部門2名の地域おこし協力隊を採用し、現在平成28年度採用の協力隊と合わせて5名の協力隊員に活動を行っていただいております。今後それぞれの研修先で業務に従事し

ながら、技術や仕事に必要な知識を習得し、3年後に新たな担い手として御杖村に定住していただけるよう支援をしてまいりたいと思っております。

次に、地域資源を活用しました新たな商品開発についてですが、御杖村の観光資源・農産資源・森林資源など、現有する資源を活用し、経済性・市場性や生産性を勘案した商品開発を行っていきます。本年度は潜在する資源の掘り起こしを行い、商品化の可能性について検討するため、6月に公募型プロポーザル方式により株式会社Jプロデュースに業務を委託いたしました。今回の調査結果を踏まえ、今後市場性や収益性を考慮し、新事業の展開を目的とした地域商社、仮称株式会社御杖村の設立に向けた検討を進めていきたいと思っております。

続いて、観光振興について。昨年度末に設立しました東奈良名張ツーリズム・マーケティングは、外国人観光客を中心とした観光事業の推進を目的に2市4村、名張市、宇陀市、曾爾村、御杖村、山添村、東吉野村で構成し、構成市村内の観光資源を掘り起こし、観光商品の企画・販売等を行ってまいりたいと思っております。また、既存の東大和西三重観光連盟は、地域での観光情報の発信に取り組んでおり、それぞれの組織の特性を生かし、さらなる観光客の誘致に取り組んでまいります。5月に開催いたしました伊勢本街道マラソンは4回目を向かえ、284名の参加をしていただきました。御杖村の自然や歴史に触れ合いながら実施するイベントを企画することで、一人でも多くの方に来村してもらえよう進めてまいりたいと思っております。

2点目に、地籍調査事業の進捗状況についてご報告を申し上げます。

本年度は神末地区で地籍調査事業を実施しております。まず、神末第一地区の小屋地区は、国からの認証がおり次第に地籍図と地籍簿の写しを法務局へ送付し、完了する予定です。また、神末第二地区の敷津地区は、昨年度実施しました一筆地調査及び地籍測量の結果をまとめた地籍図と地籍簿を作成中で、平成30年1月にはこれら書類を関係者に閲覧する予定です。次に、神末第三地区の川合、東町、西町地区ですが、8月に外周調査を実施し、今月には対象地域内所有者説明会を実施いたします。説明会終了後には、一筆地調査、地籍測量を実施する予定でございます。

3点目に、危機管理についてご報告申し上げます。

昨今、地震や台風などの災害で多くの方がお亡くなりになられています。私たちは過去の経験を教訓として、災害に対し被害を最小限に抑えていく備えをしていかなければなりません。昨年奈良県が本村の土砂災害特別警戒区域等に関する基礎調査を行い、その結果説明会を各大字別に8月下旬に実施いたしました。延べ100人の住民の皆様のご参加をいただき、無事終えることができました。まずは、自分たちが住んでいる地域を知っていただくとともに、災害に対する対策、考え方を認識していただきました。

また、去る7月20日には宇陀地区医師会と災害時の医療機関救護活動について調停を締結いたしました。本村の医療機関は国保診療所しかなく、今後において災害が発生した場合の対応として、まず最も重要なことは人命救助であり、関係機関が協力・連携して、円滑な医療・救護活動が実施できるよう、災害の救護体制の整備を進めてまいります。

4点目にごみの広域化についてご報告を申し上げます。

奈良県桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会は、平成28年度に設立されました。以前の宇陀地域ごみ処理推進協議会に新たに桜井市を追加、奈良県も参加して、より広域的に、そして効果的な運営を行うため、平成29年度でコンサルタント業務を

委託して、この地域の今後の人口予想、ごみ収集量予測など、あるべき姿の模索。さらには、長期的な広域ごみ処理運営のあり方の答えを出していきます。なお、この計画は奈良モデル推進交付金を活用して、各市村と奈良県が共同して考えていきます。

5点目に国民健康保険制度の県単位化についてご報告申し上げます。

国民健康保険法改正に伴います県単位化が行われ、事務負担軽減や適正化、効率化に資する業務の協働化、標準化が推進され、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となり、県と市町村が連携して制度運営を行うこととなります。市町村の主な役割としては、現行どおり被保険者の資格管理、保険料率の徹底、賦課・徴収保険給付の決定、保険事業の実施を行うこととなります。保険税率につきましては、被保険者の所得水準、被保険者数、世帯数に応じ、県が算定する基準保険税率を参考に村が決定することとなっており、いずれは県内保険料統一化が図られますが、制度改正に伴い、保険料負担が増加する市町村については、6年間の緩和措置が講じられる予定でございます。8月広報にて、制度改正の周知チラシを全戸配布させていただきましたが、村民の理解を得られるよう今後さらに二度にわたり周知を行う予定でございます。

最後に、今期定例会でご審議をお願いいたします事件は、平成29年度御杖村一般会計及び特別会計補正予算を初め、平成28年度各会計決算の承認や条例改正などを合わせまして、11件となっております。各会計の補正予算、決算並びに諸議案の内容につきましては、別途ご説明させていただきたいと存じますが、いずれも重要な議案ばかりでございますので、何とぞ格別のご理解をいただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般会計、各特別会計の決算につきましては、実質収支でそれぞれ黒字決算となっております。また、財政健全化法の施行により公表が義務づけられております、健全化判断比率につきましては、基準をクリアしている状況でございます。しかしながら、本村では今後地方創生対策事業や新たな事業の実施、社会保障関係経費や老朽化施設の維持更新経費などの増大によりまして、年々地方交付税の減額が予想される中、さらに厳しい財政状況が見込まれます。

引き続き、財政健全化や行政改革の推進と山積する村政の課題に対しまして、鋭意取り組みを継続してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様並びに住民の皆様方のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎一般質問（山崎往男君）

○議長（盛岡英成君） 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

山崎往男君。

○8番（山崎往男君） ただいま議長より、一般質問の許可をいただきましたので、伊藤村長に対しまして、現行のデマンド交通につきまして若干お尋ねをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本事業につきましては、ご案内のとおり利用されております住民の希望によりまして、自宅まで送迎をされております。高齢者あるいは徒歩が困難な方にとりましては、大いに評価をされているところでございます。特に、送迎バスの乗降場所まで出ることができない方にとりましては、この制度に対しまして非常に感謝を申されておるところ

でございます。

また一方では、運賃が片道300円、往復600円であることから、複数回利用をしたいが、年金生活をしている高齢者にとりましては負担が大きいために、十分な利用ができないという声が多いことも事実でございます。

今後、ますます高齢化が進む中で、デマンド交通への需要、また、果たすべき役割は必ず大きくなることと、私は確信をいたしておるところでございます。したがって、交通弱者でございます高齢者にとりまして、利用をしやすいデマンド交通にするためにも運賃の無料化に取り組むべきだと考えます。しかしながら、デマンド交通を無料化にすることによりまして、当然のことながら財政負担の増加を意味することとなります。

そこで、私は御杖村の公共交通として、村営バス、デマンド交通を一体的に考える中で、例えば村営バスの小型化や、路線の見直しなど、また運行ダイヤの効率化等々、さらにはスクールバスも含めた、新たな公共交通体系の構築に取り組むことによりまして、財政負担をふやすことなく、利便性の向上が図れるものと考えるところでございます。

御杖村の将来を5年、10年と中長期的に見通しましたときに、現在の人口が約1,700人おるわけでございます。1,000人を切り、なおかつ高齢化率も非常に高くなることは確実でございます。そのような中で、我々は御杖村の将来をつないでいくために、日々の生活を積み重ね、今を生きておるわけでございます。

ご案内のとおり、「きうん」という言葉につきましては二つの意味合いがあろうかと思えます。時勢の成り行きに任せる気運ではなくて、物事をなし遂げる機運にしなければならぬことが、本村にはたくさんあろうかと思えます。ただいま申し上げましたように、まずは課題の一つであります、村の交通手段の充実、そして実現をさせることが安心・安全の村づくりに結びついていくものと考えるところでございます。

以上の観点から、伊藤村長のご決断を心からご期待を申し上げまして、私の一般質問といたします。あとは、必要がございましたら、自席から質問させていただきます。よろしくお願いを申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたしたいと思えます。

平成27年1月から開始しましたデマンド交通。公共交通空白地有償運送といいますが、住民の方が利用会員として登録し、事前の予約制となっております。利用範囲につきましては、村内及び曾爾村掛西口バス停までの送迎を行っておりまして、運営主体は村からの委託事業として、御杖村社会福祉協議会が運営しております。生活支援交通として、運行をしているところでございます。

また、利用に当たっては、平日の午前9時から午後4時。そして、利用料は片道300円、往復600円であります。経費につきましては、年間経費が約50万円で、半分の26万円が利用料収入で、残りの賄いにつきましては村からの補助金となっております。

平成28年度の登録者数は184人、うち女性が139人。75%でございます。利用者数は、858人の方が利用され、約9割が女性。そのうち8割の方が診療所利用をされる方です。年度比較いたしますと、年度途中からとなりますが、平成26年度は一月当たりの平均利用者が53人、それから27年度は69人、28年度

は80人となっております、利用者の増加実績を踏まえ、一定の効果を上げていることと思っております。

こうした状況の中、お尋ねいただいておりますデマンド交通の運賃無料化についてでございますが、デマンド交通が導入されました背景には、高齢化が進む本村においての諸課題を初め、きめ細やかな公共交通サービスの必要性から、路線バス等の公共交通機関が少ない交通空白地域の補完として運行されました。運賃はもとより、運行形態の決定につきましては、福祉有償運送、福祉タクシーとありますが、これとの整合性を図りながら決定し、また決定に際しましては御杖村公共交通空白地有償運送運営協議会会議の意見をいただきまして、反映することとしております。そうしたことから、無料化の実施につきましては直ちには難しいものとなりますが、今後の利用状況や公共機関等の状況を注視し、適正な運営の設定に努めてまいりたいと思っております。

また、平成12年度から運行しております御杖ふれあいバスは、利用者の減少によりまして見直しを図ってきたところでございますが、利用実績を見ながら、また住民の意見を聞きながら検証していくとともに、児童・生徒の減少と更新時期を迎えておりますスクールバスを含めまして、住民のニーズと費用対効果を考慮し、今後の全体的な運行形態を少し時間をいただきたいと思っておりますが、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 山崎議員。

○8番（山崎往男君） ただいま伊藤村長のほうから、前向きな建設的なご回答をいただきまして満足をしております。すぐに、この事業につきましては実施ということは、これはもう到底無理な話ではございますけれども、先ほど申しましたように、中長期的に考えたときにはできるだけ早い時期に実施ができますように、ご努力をお願いいたします。当然のことながら、この事業を進めるに当たりましては、詳細にわたる決まりでございますとか、ルールとか、そういったものも必要でございますので、そういった課題も考えながら、その中で一日も早く実現できるようにご努力をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（盛岡英成君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 先ほど、議員からの質問にもありましたように、本村の高齢化の状況を見ていますと、やはりいつまでも車を運転していただくと、少し危ないなというような状況も見えてまいります。そういう中では、このデマンド交通というのをかなり重要な位置を占めてくるのではないかとこのように思っておりますので、おっしゃられましたように全体の懐を考えながら、交通体系の見直しを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（盛岡英成君） これで、山崎議員の一般質問を終わります。

### ◎一般質問（葛城昌俊君）

○議長（盛岡英成君） 次に、葛城昌俊君。

○1番（葛城昌俊君） 議長の許可をいただき、新任議員として初質問をさせていただきます。

私自身が思う、御杖広報について村長に質問させていただきます。今、現状の広報は公共的団体及び行政などの告知と、団体活動の様子などが掲載されていますが、広報とは村民のために発行されるものと考えております。私自身も村民の声を聞き、個

人・サークルなどの集会、伝言板のような広報掲載があれば、住民サービスの向上につながると考えております。

そのような掲載欄を検討されてはいかがでしょう。村民全ての意見・要望を掲載するのは大変難しいと思われませんが、住民サービス向上のために広報の充実と村民に身近な情報掲載について、村長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 葛城議員の一般質問にお答えをいたしたいと思えます。

広報みつえについてでございますが、広報誌の目的は住民に村制の概況、村からのお知らせ、住民活動の様子などを広く知っていただくとともに、身近に感じていただくことでもあります。また、掲載記事については各担当課で決裁された記事、及び総務課で行った取材原稿をまとめ、担当課で最終校正後に印刷・製本し、毎月1,000部を発行させていただいております。

成果といたしまして、村の施策をわかりやすく住民に知らせ、理解と協力を呼びかけ、住民活動の様子、村内の最新情報を紹介することによりまして、住民生活をより豊かなものにするとともに、ホームページなどを利用できない高齢者の方に対しまして、欠かせない広報手段となっているところでございます。

ご質問いただきました内容につきまして、住民にわかりやすい充実した誌面づくりとして編集作業に取り組んでいますが、全般的な記事や内容を含めて、まだまだ改善する余地があるのも事実でございます。これまで村・県・国などの官公庁、村の支援団体、公共的団体など以外の個人の方からの広報記事を掲載する掲示板のようなコーナーは設けておらず、過去からも個人からの掲載依頼は受けていませんでした。村の広報誌への掲載という観点から、営利目的、政治・宗教に関するもの、金銭的トラブルが生じるおそれのあるものは掲載できませんが、一方で、今の時代に合わせて住民の自主的な活動を支援するという意味合いから、掲示板コーナーを初め、今後の広報誌が住民に注目していただけるよう、掲載基準を設けまして反映できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 葛城議員。

○1番（葛城昌俊君） 今の答弁を聞かせていただいて、大変いいなと思えました。また、すぐできるとは難しいと思えますので、善処していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（盛岡英成君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） いずれにいたしましても、広報を住民の方にお配りしておりますが、中には、またか、これかという感じで、読まないでそのまま置いておくということも聞かせていただくことがございます。やはり、村の広報というのは日々の活動について載せているものでございますので、住民の方に興味を持って読んでいただけるようにしていくというのは大変重要ではないかと思っておりますので、今質問にもありました掲示板コーナー的なコーナーも設けるということは、有意義なことだと思っておりますので、早急に検討を進めたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） これで、一般質問を終わります。

◎**発議第2号御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定**〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○**議長（盛岡英成君）** 次に、日程第6、発議第2号 御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

山崎往男君。

○**8番（山崎往男君）** 本案につきまして、趣旨のご説明をさせていただきます。

御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則ということで、議員4名による提出でございますが、代表いたしまして、私の方からその趣旨につきまして、概要の説明をさせていただきますと思います。

本規則につきましては、平成14年の改正を最後に、その後の見直しは行われておりません。この間、地方自治法改正による地方議会制度の改正、また、議会委員会条例の改正及び、議会運営における形態の変化、さらには、女性や障害者の参画促進が進んでおります。

この現状に、本村の議会会議規則を照らし合わせますと、多くの部分でそごが生じていることから、それに対応すべく、会議規則の改正を提案するものでございます。なお、詳細な説明につきましては、議案書に添付されております資料にかえさせていただきますと思います。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

○**議長（盛岡英成君）** ただいま、趣旨説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○**議長（盛岡英成君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○**議長（盛岡英成君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案については、これまで、全員協議会において審査及び協議を行っていただいておりますので、採決を行います。

日程第6、発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○**議長（盛岡英成君）** ありがとうございます。

全員の起立により、発議第2号 御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎**発議第3号御杖村議会傍聴人規則の全部を改正する議会規則の制定**〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○**議長（盛岡英成君）** 次に、日程第7、発議第3号 御杖村議会傍聴人規則の全部を改正する議会規則の制定についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

山崎往男君。

○**8番（山崎往男君）** 本案につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

本案の趣旨につきまして、代表して説明をさせていただきますと思います。地方自

治法第130条第3項において、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならないということで、規定をされております。

しかしながら、現在の御杖村議会傍聴人規則は、その制定目的を初め、現状に即していない部分が多く、また、それぞれの条文には具体的な表現が少ないことから、その運用につきましては疑義が生ずる可能性が大きいと思われま

す。このことから、新たに御杖村議会傍聴規則を制定することとなり、傍聴人規則の全部改正を提案するものでございます。なお、各条項の説明につきましては、議案書添付の資料に記載しております。割愛をさせていただきたいと思

います。以上、趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） ただいま、趣旨説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案についても、これまで、全員協議会において審査及び協議を行っていただいておりますので、採決を行います。

日程第7、発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、発議第3号 御杖村議会傍聴人規則の全部を改正する議会規則の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第4号御杖村議会全員協議会運営規程の制定〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第8、発議第4号 御杖村議会全員協議会運営規程の制定についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

山崎往男君。

○8番（山崎往男君） 趣旨の説明をさせていただきます。

本案提出の趣旨につきまして、私のほうから説明をさせていただきたいと思

います。平成20年の地方自治法改正によりまして、協議または調整の場の設置が可能となりました。本村の全員協議会は、その設置について会議規則に規定されていないことから、これまでは、任意の協議の場として運営をされてきました。今後は、法の規定に基づく全員協議会といたし、会議規則の改正について、定例会で先にご提案をさせていただいたところでございます。

改正後の会議規則第17章において、法定の全員協議会の設置を規定し、その中の第128条第3項において、全員協議会の運営、その他必要な事項は別に定めるということになっておることから、本規程の制定を提案するところでございます。詳細な説明につきましては、添付の資料をご確認をいただくといたしまして、私のほうからの趣旨説明については、以上でございます。

○議長（盛岡英成君） ただいま、趣旨説明をいただきましたので、これから質疑を行

ます。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案についても、これまで、全員協議会において審査及び協議を行っていただいていますので、採決を行います。

日程第8、発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、発議第4号 御杖村議会全員協議会運営規程の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第9、議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきまして、提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、旧法に明記されていた教育委員長職が廃止されたことによる本条例別表の委員長報酬を削除するものでございます。

詳細につきましては、教育次長補佐より説明をいたします。

○議長(盛岡英成君) 中村教育委員会次長補佐。

○教育委員会次長補佐(中村康幸君) 説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、平成27年4月1日に行われました。改正前の制度では、当法律の12条におきまして、教育委員会に教育委員長を置くという定めがありましたが、改正において教育長と委員長を一本化することにより、教育行政の責任の明確化を図るという趣旨により、教育委員長職が廃止されました。本村では、前教育長の任期であった同年9月末日までを経過措置期間として、翌10月から新制度に移行をいたしました。

今回上程の村条例の一部改正は、この制度改正に伴う教育委員会委員方針の委員長職の部分の削除させていただきたいという内容でございます。なお、今回の案件の上程がおくれていましたことをおわびいたしますとともに、よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長(盛岡英成君) ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより、本案について採決を行います。  
日程第9、議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。  
全員の起立により、議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号御杖村過疎地域自立促進計画の変更〔上程、説明、質疑、  
討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第10、議案第26号 御杖村過疎地域自立促進計  
画の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 平成27年度策定の過疎地域自立促進計画について、今後にお  
いて実施予定の事業内容を追加し、計画変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 徳田総務課長。

○総務課長（徳田和則君） 御杖村過疎地域自立促進計画の変更について、ご説明いた  
します。

本計画は、平成28年から32年の5カ年計画として、議会の議決をいただいで  
いるところですが、平成29年度以降に予定しています事業を本計画に追加変更する  
必要が生じたため、議会の議決をお願いするものです。

今回の追加する内容は、施策区分交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の  
促進について、宇陀地域公共交通活性化協議会負担金を追加いたします。この9月末  
をもちまして、廃路線となる奈良交通奥宇陀線の代替として、新たに宇陀市、曾爾村、  
御杖村で構成する、宇陀地域公共交通活性化協議会がコミュニティバスを運行するこ  
とになり、当協議会へ支出する負担金の財源として、過疎対策事業債を充当したいた  
めのものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑  
を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を行います。

日程第10、議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま  
す。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、議案第26号 御杖村過疎地域自立促進計画の変更について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第11、議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案は、歳入歳出予算それぞれに2億1,137万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,712万7,000円とするものでございます。

主な内容は、平成28年度よりの繰越金の増額補正、ふるさと交流公社への負担金の追加ほか、全体的な財源更正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をいたします。

○議長(盛岡英成君) 徳田総務課長。

○総務課長(徳田和則君) 補正予算の内容について、ご説明いたします。

予算書の9ページ、歳出からご覧いただきたいと思えます。

歳出、款総務費、項総務管理費、目財政調整費、補正額2億362万7,000円。節区分、積立金2億362万7,000円。平成28年度繰越金のうち、2億362万7,000円を公共施設整備基金へ積み立てをいたします。

情報管理費、補正額292万9,000円。節区分、委託料292万9,000円。8月下旬にマイナンバー制度の導入に伴いまして、平成29年度の国の指針が決定され、自治体のシステムから国の情報機関へ必要な情報を整備提供していくための作業業務委託料でございます。

村内交通費、補正額ゼロ。財源内訳△の50万円。一般財源50万円。当初村内交通に係る経費について、実績見込みで計上しておりましたが、減額いたしまして、財源更正をいたします。

諸費、補正額ゼロ。財源内訳、地方債150万円。一般財源△の150万円。先ほどご承認をいただきました、宇陀地域公共交通事業の経費を過疎債を充当し、財源更正をいたします。

次に、款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、補正額△の348万8,000円。節区分、繰出金、国民健康保険特別会計事業勘定及び介護保険特別会計への繰出金でございます。詳細は、各特別会計で説明していただきます。

続いて、10ページ。款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費、補正額117万2,000円。節区分、償還金利子及び割引料、子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付費及び子ども・子育て支援交付金について、28年度事業実績確定の結果、超過交付となった額を返納いたします。

款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費、補正額11万2,000円。節区分、償還金利子及び割引料11万2,000円。未熟児養育医療費ということで、上記の同様に、28年度分実績結果に伴います返納金でございます。

次に、款農林水産業費、項農業費、目農業総務費、補正額2万3,000円。節区分、償還金利子及び割引料2万3,000円。中山間地域等直接支払交付金ということで、平成28年度分の精算に伴います県への返戻金で、村営住宅予定地に係る

分でございます。

次に、11 ページですが、款商工費、項商工費、目商工業振興費、補正額ゼロ。財源内訳、地方債が△の700万円、一般財源が700万円。当初、地域資源活用事業ということで、特産品・加工品開発支援事業の補助金の残りを過疎債に充当していましたが、充当できないということが判明いたしましたため、一般財源へ振りかえ、財源更正を行います。

道の駅・温泉施設整備費、補正額600万円。節区分、負担金補助及び交付金600万円。7月の全協で、担当課長よりご説明させていただきましたとおり、ふるさと交流公社への一部赤字補填分でございます。

続いて、款土木費、項住宅費、目住宅管理費、補正額100万円。財源更正、その他△の5,000万円、一般財源が5,100万円。節区分、需用費100万円。住宅整備事業について、当初公共施設整備基金よりの繰り入れを予定しておりましたが、平成28年度の繰越金をもって充当するため、減額し、財源更正を行いたいと思います。また需用費の100万円につきましては、老朽化により更新時期を迎えております賃貸住宅の給湯器の取りかえ及び住宅内の街灯のLED化の経費でございます。

款消防費、項消防費、目消防施設費、補正額ゼロ。財源内訳、国県支出金△の242万2,000円、地方債250万円、一般財源△の7万8,000円。県単の消防力強化支援事業、防火水槽の設置事業でございますが、不採択となったため、補助金を減額いたしまして、事業としては緊急度が高いことから、減災事業債に振りかえ、実施するため財源更正を行います。

続きまして、戻っていただいて7ページの歳入をごらんください。

歳入、款国庫支出金、項補助金、目総務費補助金、補正額252万3,000円。節区分、総務管理費補助金252万3,000円。マイナンバー制度に係ります29年度の補助金の交付要綱が決定され、内示を受けましたので追加交付いたします。

款県支出金、項補助金、目消防費補助金、補正額△の242万2,000円。節区分、消防費補助金△の242万2,000円。県単の消防力強化事業が不採択となりました分、減額をしております。

款繰入金、項繰入金、目基金繰入金、補正額△の6,547万2,000円。節区分、基金繰入金△の6,547万2,000円。5月及び6月補正予算計上分として、財政調整基金よりの繰り入れを予定しておりました1,542万7,000円。並びに当初住宅整備事業分として、公共施設整備基金よりの繰り入れ5,000万円について、平成28年の繰越金の充当により減額いたします。

次に8ページ。款繰越金、項繰越金、目繰越金、補正額2億9,083万4,000円。節区分、前年度繰越金2億9,083万4,000円。平成28年度よりの純の繰越金でございます。

款諸収入、項雑入、目雑入、補正額1万2,000円。節区分、雑入1万2,000円。中山間直接支払交付金について、村営住宅建設予定地に係る土地分としての団地からの返納金でございます。

款村債、項村債、後ほど地方債の補正の内容をご説明させていただきますが、ここでは科目別に説明いたします。

目総務債、補正額100万円。節区分、総務管理費100万円。村内交通事業を過大に見過ぎていたための減額。宇陀地域公共交通事業、先ほどご承認いただきました過疎地域自立促進計画の追加変更に伴う計上でございます。

商工債、補正額△の700万円。節区分、商工業振興債△の700万円。特産品・加工品開発支援事業は、充当が不可能なことから減額をいたしております。

消防債、補正額250万円。節区分、消防施設債250万円。消防施設等整備事業、先ほど説明をさせていただきました防火水槽設置事業をその分増額をいたします。

臨時財政対策債、補正額△の1,060万円。節区分、臨時財政対策債△の1,060万円。国の借り入れの上限決定に合わせましての減額でございます。

最後に4ページの地方債補正をごらんください。

第2表、地方債の補正の変更につきまして、横に起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。縦に補正前、補正後となっておりますが、補正後をごらんください。

まず、過疎対策事業の変更についてでございますが、限度額が1億6,120万円以内、950万円を減額しております。詳細につきましては、先ほどから説明いたしましたとおり、増額は宇陀地区公共交通事業の150万円、それから減額分については、特産品・加工品の開発支援事業の700万円、消防施設等整備事業の350万円、村内交通事業の50万円で、相殺をいたしますと950万円の減額となります。

次に、緊急防災・減災事業債の変更ですが、2,500万円以内、600万円の増額でございます。増額分は、消防施設等整備事業を600万円を充当によるものでございます。

続いて、臨時財政対策債は、4,900万円以内、1,060万円の減額でございます。借り入れの上限額に合わせました減額となっております。

補正予算の内容は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号 平成29年度御杖村一般会計補正予算（第3号）の議定については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎議案第28号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第12、議案第28号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに339万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,329万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、新国保制度システム改修経費の見直しによる減額によるものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 西岡住民生活課長。

○住民生活課長（西岡悦夫君） 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

表紙をごらんください。今、村長からも説明ありましたが、歳入歳出それぞれ339万4,000円減額し、歳入歳出それぞれ3億6,329万6,000円とするものでございます。

続いて、歳出の5ページをごらんください。一般管理費△の340万3,000円。右側の説明欄をごらんください。内訳は、新国保制度対応システム改修が△の267万7,000円。国保情報データベースシステム改正32万4,000円の増。国保広域化検証システム利用料△の105万円。

続いて、6ページをごらんください。償還金9,000円の増となっております。内訳は療養給付費負担金です。

続いて、歳入の3ページをごらんください。国庫支出金負担金、療養給付費負担金460万1,000円の増。国庫支出金補助金、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金95万3,000円の増。療養給付費等負担交付金64万6,000円の増でございます。

最後に4ページをごらんください。歳入の増加及び支出の減に伴いまして、繰入金、繰入金、基金繰入金が△の631万2,000円。他会計繰入金が△の435万6,000円。繰越金が107万4,000円の増となっております。

歳入歳出それぞれ339万4,000円の減額補正をお願いするものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案についても、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

### ◎議案第29号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号） の議定〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第13、議案第29号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに618万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,655万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容としたしましては、前年度繰越金の補正及び国庫支出金等、過年度返還金の計上、介護予防サービス計画の給付が増額となっております。詳細につき

ましては、担当課長補佐から説明をいたします。

○議長（盛岡英成君） 廣尾保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（廣尾真貴子君） 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

まず、表紙をごらんください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ618万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,655万7,000円とするものです。

8ページの歳出をごらんください。歳出、一般管理費、補正額116万7,000円の増。内訳は、介護保険制度改正に伴うシステム改修です。

続きまして、保険給付、介護予防サービス計画給付費200万円の増。内訳は、介護予防支援のためのケアプラン作成に伴う負担金です。地域支援事業費、高額医療合算介護予防サービス費10万円の増。内訳は、高額医療合算介護予防サービス費となります。諸支出金、第1号被保険者保険料還付金30万6,000円の増。内訳は、過年度保険料還付金です。償還金261万3,000円の増。内訳は、介護給付費等償還金となります。

次に5ページ、歳入をごらんください。歳入、国庫支出金、負担金、介護給付費負担金40万の増。介護給付費のケアプラン作成200万円に係る負担金となります。国庫支出金補助金、調整交付金21万2,000円の増、地域支援事業交付金2万5,000円の増。高額医療合算予防サービス費10万円に係る交付金です。事業費補助金58万3,000円の増。システム改修費に伴う補助金となります。

6ページをごらんください。支払基金交付金、介護給付費交付金58万円の増。社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。地域支援事業支援交付金、2万8,000円の増。高額医療合算予防費の交付金となります。県支出金、負担金、介護給付費負担金、25万円の増。県支出金、補助金、地域支援事業交付金1万3,000円の増。

続きまして、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金25万の増、地域支援事業繰入金3万4,000円の増、その他一般会計繰入金58万4,000円の増。システム改修費に伴う事務費繰入金になります。繰入金、基金繰入金、基金繰入金が△49万3,000円。介護給付費準備基金繰入金です。繰越金、繰越金372万円。平成28年度の決算により、純繰越金の確定となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案についても、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

これより、暫時休憩いたします。再開は、11時35分とします。休憩します。

（午前11時25分 休憩）

(午前11時35分 再開)

○議長(盛岡英成君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎決算一括〔上程〕

認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定、  
認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、  
認定第3号平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、  
認定第4号平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、  
認定第5号平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

○議長(盛岡英成君) 日程第14、認定第1号 平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案は、平成28年度各会計決算の関連議案ですので、一括議題とします。

◎一般会計決算〔説明〕

○議長(盛岡英成君) まず、一般会計決算について、当局の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 地方自治法第233条の規定によりまして、平成28年度御杖村一般会計決算の認定について、上程をいたします。

詳細につきましては、会計管理者がご説明申し上げます。

○議長(盛岡英成君) 鈴木会計管理者。

○会計管理者(鈴木敏夫君) 平成28年度一般会計決算について、本日提案をいたしました概要につきまして、皆様のところへ決算の内容に関する説明書をお配りさせていただいておりますので、その説明書に基づきまして概要を説明いたします。

それでは、1ページから説明させていただきます。

一般会計決算の概要、予算の執行に当たって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、平成28年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の91ページの実質収支に関する調書のとおり歳入総額25億9,041万3,308円、歳出総額22億8,384万4,964円、収支差引額3億656万8,344円となりました。

収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源573万4,000円を差し引いた、3億83万4,344円の黒字となりました。

次に、歳入決算の状況についてですが、平成28年度の歳入総額は、25億9,041万円で、前年度と比較して3,204万3,000円増加しています。

歳入の主な内訳は、地方交付税13億7,424万円(構成比53.1%)、国・県支出金4億2,070万円(16.2%)、繰越金3億5,660万8,000円(13.8%)、村債2億240万円(7.8%)、村税1億443万円(4.0%)等となっております。

詳細につきましては、次のページ、2ページの第1表、一般会計歳入歳出決算の内訳のとおりでございますが、朗読は省略させていただきます。

これを前年度決算額と比較しますと、村税は第2表のとおり、総額で1億443万円で対前年度197万7,000円(1.9%)の減額となりました。個人村民税については、退職者増加に伴う所得減によって、246万1,000円(5.8%)の減額となり、軽自動車税については、税制改正に伴う登録後13年超車両の重課税による増により、103万3,000円(19.2%)の増額となりました。

それぞれの税の状況は、次のページ3ページ、第2表、村税決算の状況のとおりでございます。地方消費税交付金は2,697万3,000円で、前年度に比べて497万円(15.6%)の減額となりました。消費税率引き上げによる増収分の交付額は1,166万8,000円となりました。この増収分については、全て社会保障施策に要する経費にあてることとされており、主なものについては4ページ、第3表のとおりでございます。

次に、地方交付税は普通交付税と特別交付税を合わせて、13億7,424万円で、前年度に比べて5,282万7,000円の減額となりました。普通交付税については、算定基礎となる人口が平成27年度国勢調査人口1,759人で行われたため、5,571万4,000円の減額となりました。また、交付税の振りかえ措置とされている臨時財政対策債は5,100万円借りました。

分担金及び負担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業や林道改良事業に伴う分担金の増額によって252万円(147.8%)の増額となりました。

使用料及び手数料は、し尿搬送手数料が増額となったものの、公営住宅使用料・公営住宅駐車場使用料の滞納及び開発センター使用料の利用者数の減少等により、16万9,000円(0.8%)の減額となりました。

国・県支出金は総額4億2,070万円で、対前年度2,585万1,000円(6.5%)の増額となりました。再生可能エネルギー等導入事業補助金や年金生活者等支援臨時福祉給付金が主な増額要因です。国・県支出金のうち主なものは、第4表に列記したとおりでございますが、朗読は省略させていただきます。

財産収入は、721万2,000円で、前年度に比べて2,348万8,000円の減額となりました。プレミアム商品券の販売金や消防車両の売却による財産売り払い収入の減額が主な要因です。

平成28年度末における基金の現金保有残高は26億7,224万9,000円で、基金別の内訳は6ページ、第5表基金の状況のとおりでございます。

繰越金は、3億5,660万8,000円で、対前年度4,502万5,000円(14.5%)の増額となっております。

諸収入は、総額1,751万円で対前年度639万3,000円(57.5%)の増額となりました。桜井宇陀広域連合派遣職員人件費や指導主事共同設置事業の曾爾村負担金等が増額の主な要因であります。

村債は、村道改良事業や橋梁長寿命化修繕事業を初めとする普通建設事業等の財源として、1億9,730万円を借りました。また、交付税の振りかえ措置による臨時財政対策債(後年度交付税算入100%)については、5,100万円の借入れを行いました。借入総額は、2億240万円で、対前年度比較では、3,110万円(18.2%)の増となっております。

地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債1億2,800万

円、災害復旧事業債40万円、公共事業等債550万円、自然災害防止事業債80万円、臨時財政対策債5,100万円、緊急防災・減災事業債1,160万円、一般補助施設整備等事業債510万円となっております。

続きまして、7ページの歳出決算の状況についてでございますが、平成28年度の歳出総額は22億8,384万5,000円で、前年度と比較して8,208万3,000円(3.7%)の増となりました。

目的別決算の主な内訳は、第6表のとおり、総務費6億2,949万5,000円(構成比27.5%)、民生費4億2,464万6,000円(18.6%)、公債費3億1,635万5,000円(13.9%)、土木費2億5,395万1,000円(11.1%)等となっております。

前年度決算と比較して増額となった項目では、総務費が開発センター耐震補強事業、自治体セキュリティ強化事業、移動通信鉄塔施設整備事業、地域おこし協力隊推進事業の増額により9,125万4,000円(17.0%)の増となり、民生費が、保育所の再生可能エネルギー等導入事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業等の増額により5,947万7,000円(16.3%)の増となりました。

また、教育費が小学校図書館外壁修繕工事をはじめ、小・中学校の施設修繕事業や指導主事共同設置事業により2,902万2,000円(20.3%)の増となりました。

一方、減額となった項目については、公債費が通常償還分の減によって6,741万9,000円(17.6%)減少となり、消防費が防災情報提供システム整備事業の完了による減額によって、3,060万7,000円(20.7%)の減となりました。また、土木費が橋梁長寿命化修繕事業等の減額によって、1,065万8,000円(4.0%)の減となりました。

性質別決算の主な内訳は、構成比の高いものから申しますと、人件費4億5,939万4,000円(構成比20.1%)、普通建設事業費4億2,840万円(18.7%)、公債費3億1,196万3,000円(13.7%)、積立金2億6,584万2,000円(11.6%)等となっております。それぞれの性質別決算の状況は、第7表のとおりでございます。

前年度決算額と比較しますと、人件費は、退職に伴う退職手当特別負担金の増及び地域おこし協力隊推進事業、指導主事共同設置事業によって、1,910万1,000円(4.3%)の増額となりました。

続きまして9ページに移りまして、物件費は、社会保障・税番号制度システム改修や人口ビジョン・総合戦略策定支援業の減によって、1,420万1,000円(6.1%)の減額となりました。

扶助費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業や障害福祉サービス費の支給によって、1,744万5,000円(16.7%)の増額となりました。

補助費は、プレミアム商品券発行事業の終了により4,355万1,000円(14.7%)の減額となりました。一部事務組合の負担金は660万5,000円(4.5%)の減額となっており、東宇陀環境衛生組合、宇陀衛生組合の負担金が減額となっております。主な補助費の内訳は、第8表のとおりでございます。

繰出金は、1億9,515万4,000円で、対前年度1,370万6,000円(7.6%)の増額となりました。主には、国保直診勘定が1,178万円、簡易水道事業が287万6,000円、後期高齢者医療が89万7,000円の増額と

なっています。介護保険及び国保事業勘定の特別会計が減額となっています。

普通建設事業につきましては、公共施設の耐震補強事業、村道の拡幅改良事業、法面対策事業、舗装改良事業や橋梁長寿命化補修事業をはじめとする地域基盤の整備に4億2,840万円の投資を行いました。前年度に比べて、9,715万5,000円(29.3%)増加しております。また、災害復旧事業費は1,534万8,000円となり、前年度より731万3,000円(91.0%)増加しました。普通建設事業の主な事業は、10ページ、第9表のとおりでございます。

大変簡単ですが、以上で一般会計決算の概要説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、決算項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をごらんいただきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

### ◎特別会計決算〔説明〕

○議長(盛岡英成君) 次に、特別会計決算を一括して、当局の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 地方自治法第233条の規定によりまして、平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定について、上程をいたします。

詳細につきましては、会計管理者がご説明申し上げます。

○議長(盛岡英成君) 鈴木会計管理者。

○会計管理者(鈴木敏夫君) 平成28年度特別会計決算につきまして、決算の内容に関する説明書11ページでございますが、第10表のとおり、特別会計決算の状況でございます。

特別会計5会計の歳入総額は8億6,282万7,000円、歳出総額は8億5,483万4,000円で、収支差引額は7,993万3,000円となっております。それぞれの会計につきましても、平成28年度と平成27年度の比較はこの表のとおりでございます。

続きまして、各会計別の概要につきまして、ご説明申し上げます。

簡易水道事業は、歳入総額6,254万9,000円、歳出総額6,052万1,000円、収支差引額は202万8,000円となりました。前年度との比較では、歳出において公債費の据置期間の終了に伴う償還金の増によって473万7,000円の増額となりました。一般会計からの繰入金は前年度に比べて、287万6,000円の増額となりました。

国民健康保険事業勘定の歳入総額は3億3,024万3,000円、歳出総額は3億2,916万8,000円、収支差引額は107万5,000円となりました。歳出では、保険給付費が増額となったために1,419万7,000円の増となりました。一方歳入においては、財政調整基金2,500万円の基金取り崩しを行いました。

国保診療施設勘定は、歳入総額1億1,539万3,000円、歳出総額1億1,529万5,000円、収支差引額は9万8,000円となりました。前年度に比べて歳出では、総務費が非常用発電機設置工事の終了により大きく減額となったものの、退職手当特別負担金や代替医師派遣費用に伴い70万1,000円の減額となりました。歳入では、一般会計からの繰入金が、前年度に比べて1,188万円の増額となりました。

介護保険は、歳入総額3億1,967万6,000円、歳出総額3億1,488万4,000円、収支差引額は479万2,000円となりました。前年度に比べて歳出では、保険給付費が380万円の減額となりました。一方歳入においては、介護給付費準備基金の取り崩し644万2,000円を行いました。

後期高齢者医療は、歳入総額3,496万6,000円、歳出総額3,496万6,000円、収支差引額はゼロとなりました。主な歳出は広域連合への納付金が3,225万8,000円となっており、歳入は後期高齢者医療保険料が1,400万2,000円、低所得者等の保険料軽減補填分が含まれる一般会計繰入金が1,935万8,000円となっております。

以上で、特別会計決算の概要説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をごらんいただきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、最後に13ページの村債の状況についてご説明いたします。

村債の目的別の増減及び現在高の状況は第11表のとおりです。平成27年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて21億1,432万4,000円でしたが、平成28年度中に、普通建設事業等の財源としての地方債2億240万円の借り入れを行い、一方既に借りている村債について、3億3,723万7,000円の元金償還を行った結果、平成28年度末の借入残高は19億7,948万7,000円となり、前年度と比較して1億3,483万7,000円(6.4%)減少しました。

地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。

以上、簡単ではございますが、村債の状況につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

### ◎決算審査の意見

○議長(盛岡英成君) ここで、監査委員から、平成28年度一般会計及び特別会計の決算審査の意見を求めます。

山崎監査委員。

○監査委員(山崎往男君) それでは、議長のほうからご指名をいただきましたので、28年度の決算審査の結論ということで、朗読をさせていただきます、報告にかえさせていただきますと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づき、本村の平成28年度健全化判断比率等について審査をしたところ、全てにおいて基準以下となっている。本村は、高齢化と急速な少子化に伴う人口減少が、村の活力を一段と低下させている。将来の村のあるべき姿を考慮した折、非常に深刻な事態であり、自治体消滅とならないために、Iターン・Uターンの積極的な推進を実施し、若者の就労機会や子育て支援策の充実に取り組みなければならない。限られた財源の中ではあるが、地域の特性を生かした个性的で独自の施策を思い切って実行していくことが、自治体存続のためにも重要であると考えます。

また、御杖村総合戦略で策定した施策の着実な実施については、大いに期待をしているところである。本村は財源の5割以上を交付税に依存している。今後人口減少

に伴い、交付税の減額は必至である。財政状況の硬直化への対応に取り組みつつ、活力ある村づくりに全力を傾注していただきたい。本年も村長をはじめ、関係者の効率的な予算執行により、基金残高の増額につなげたのは努力の一定の評価とする。当然のこととして、今後ともあらゆる歳出経費を徹底して見直し、費用対効果を考慮した事業執行をしていかなければならない。村長はじめ、関係者全員で行政の効率的な推進と村の活性化への取り組みをお願いし、平成28年度決算審査の結論といたします。以上でございます。

#### ◎一般会計決算〔質疑〕

○議長（盛岡英成君） ただいま、当局より説明及び監査委員より決算審査に係る意見をいただきましたので、これから各会計ごとに質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。

#### ◎簡易水道事業特別会計決算〔質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、簡易水道事業特別会計について、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。

#### ◎国民健康保険特別会計決算〔質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、国民健康保険特別会計について、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。

#### ◎介護保険特別会計決算〔質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、介護保険特別会計について、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。

#### ◎後期高齢者医療特別会計決算〔質疑〕

○議長（盛岡英成君）

次に、後期高齢者医療特別会計について、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

◎一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定〔付託〕

○議長（盛岡英成君） 本一括議案についても、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第5号までの平成28年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎報告第3号平成28年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告〔上程、説明、質疑〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第19、報告第3号平成28年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び内容の説明を求めます。

丸山教育長。

○教育長（丸山 栄君） それでは、私のほうでご説明をさせていただきます。

御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価について、報告をさせていただきます。

御杖村教育委員会では、第3次御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育・社会教育、社会体育・文化の振興のために、各分野において教育行政を推進しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の第1項に、教育委員会は毎年その権限に属する事務、すなわち教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと。また、第2項には教育委員会は前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするあり、これらの規定に基づき、教育委員会において委員による点検・評価を実施し、また、第三者による評価・検証をいただきました。

大項目として、教育委員の活動、教育委員会が管理執行事務事業の総務・学校教育関係、社会教育・文化・社会体育関係、総務管理に大別し、中項目では、教育委員会活動を5項目、総務・学校教育関係を7項目、社会教育、文化・社会体育関係を13項目、総務管理を1項目にまとめております。

小項目ごとに、点検・評価を行っておりますが、A評価36、B評価11の評価とさせていただきます。

報告書の中身は主要施策の成果に関する報告書と重複するものが多くありますので、私のほうでは、平成28年度の推進の柱としての観点からご説明を申し上げますので、個々の細部の説明は省かせていただきます。

教育委員会においては、学校教育の向上に向けた取り組みを進めるための方策について、平成28年度は特に平成29年度実施の僻地教育研究振興大会の取り組み、小中一貫教育の取り組み、複式学級導入に向けてを柱に据え、論議を深めるとともに、総合教育会議において、首長より小中一貫教育の取り組み、複式学級導入を念頭に置

いた教職員の定数に関する施策など、教育行政推進に向けた助言を受け、また、委員の自己研さんを図りながら、学校訪問などを通じて、学校の教育現場の実情を把握することで、支援、条件整備を進めることに努めてまいりました。

平成29年11月に行われる奈良県へき地教育研究振興大会については、研究・資料作成を2年間をかけて行うことから、曾爾村との共同設置による教育指導主事を中心に、学校との連絡・調整を図りながら、総合的な学習の時間を使って、学校支援ボランティアによるゲストティーチャーの協力により、発表内容の具体化をしてまいります。

また、小中一貫教育の推進につきましては、小中の垣根を越えて、全教員の意識変革を図りながら、学力向上、学習規律の充実に資するよう、前向きに取り組むを進めてまいりました。この試みの一つとして、中学校の教師による乗り入れ授業を小学校で試行的に実施することで、今後の課題を検証する足がかりをつくることができました。

従前の学校ごとに別々の評価・分析を行っていたものを、特に学力学習調査の結果分析・整理をし、今後の小中一貫教育の中で活用できるよう、学校との協議を行い、効果的に取り組むことができるよう基礎固めを行ってまいりました。

また、複式学級の導入は、児童数の減少により避けられぬ問題となっておりますが、授業内容を工夫することで、従来の臨時講師を配置してまいりましたが、その削減にも対応できる体制を研究するように、指導・要請を学校に行い、導入への現場の意識変革を図ることができました。

そして、複式学級の導入を見据えた、また小中一貫教育の推進について、保護者説明会を実施し、理解に努めてまいりました。

ICT協働学習実証事業は2年目になりましたが、少人数の授業の改善策として、曾爾小学校との間でICT機器を活用して、テレビ会議方式による授業により効果を上げることができましたが、機器の活用でさらなる工夫を加えていくことが課題となっております。

また、学力向上の取り組みとして、漢字検定・英語検定の受験料助成は、児童・生徒がみずから学ぶ意識の醸成に役立てることができたと考えております。

次に、社会教育・人権教育・公民館事業・社会体育については、高齢化、人口減少の中で進めてまいりましたが、今後のあり方を検討することが求められています。

文化の振興につきましては、県費補助金を活用して、県指定の文化財である安能寺鐘楼門の屋根の葺きかえを行い、保存に努めるとともに、民間団体と協調・連携し、研修会を実施し、村内の文化財の認識を深めることに努めてまいりました。

また、市町村対抗子ども駅伝大会への参加は、体力向上の取り組みのきっかけとなるとともに、子どもの相互の一体感をつくり、子どもたちの頑張りは成績と相まって、教育的効果を高めることができたことと評価させていただきました。

そして、学校支援地域本部事業については、心豊かな地域の子どもの育てるためにボランティアの方々の総合的な学習時間におけるゲストティーチャーや、職業体験の受け入れや、環境整備など支援・協力により、学校教育の活性化を図ることにつながることができたと思っております。

最後に、第三者による評価を教育委員会事務局での長期勤務経験のある、土屋原の長山重喜氏にいただきましたの、それを添付させていただいております。つきましては、評価を参考に取り組みを今後進めてまいりたいと考えております。

以上、提案理由並びに概要説明の報告とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） ただいま、提案理由及び説明をいただきましたので、質疑に入ります。本案についての説明は本日のみにしたいと思いますので、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号 平成28年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを終わります。

### ◎発議第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第20、発議第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

吉田俊弘君。

○3番（吉田俊弘君） 「全国森林環境税」の創設に関する意見書。本意見書の提案につきましては、議員3名による提出でございますが、代表して私のほうから、趣旨説明をさせていただきます。

議案書にも趣旨説明をつけておりますが、要約してご説明いたします。

山村地域の市町村は、森林・林業、これらを支える山村の活性化に、懸命に取り組んでいますが、危機的な財政の状況から、その財源は大幅に不足しています。その結果、山は荒廃し、自然災害等も多発しています。

このような中において、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源にあてるため、国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示されたところであります。

このことを踏まえ、本村議会は、森林施策の抜本的な強化を図るため、「全国森林環境税」の早期導入に向け、関係機関に強力に要請を行いたく、今般、意見書の提出を願うものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたしまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（盛岡英成君） ただいま、趣旨説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案については、これまで、全員協議会において審査及び協議を行っていただいておりますので、採決を行います。

日程第20、発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、発議第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（盛岡英成君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。  
次回の本会議は、9月15日午前10時より開くことといたします。  
本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 0時16分 散会）



第 2 号 (9月15日)

平成29年9月御杖村議会定例議会（第2号）

---

平成29年9月15日  
開議 午前10時00分

◎議事日程

- 日程第 1 議案第27号 平成29年度御杖村一般会計補正予算（第3号）の議定について
- 日程第 2 議案第28号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 日程第 3 議案第29号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 日程第 4 認定第 1号 平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 4号 平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 5号 平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議員派遣について
- 日程第10 閉会中の継続調査申出について
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（8名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎会議録署名議員

5番 松岡一生君                      6番 木村忠雄君

---

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	徳田和則君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
保健福祉課長補佐	廣尾真貴子君
教育委員会次長補佐	中村康幸君
会計管理者	鈴木敏夫君

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	古谷匡敏君

(開議 午前10時00分)

### ◎開議の宣告

○議長(盛岡英成君) 皆さん、おはようございます。

本日の会議をご案内させていただきましたところ、出席をいただきまことにありがとうございます。

全議員出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(盛岡英成君) 本日の議事日程は、別紙日程表(第2号)のとおりとします。

### ◎補正予算一括〔予算決算委員長報告、質疑〕

議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算(第3号)、  
議案第28号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、  
議案第29号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)、  
の議定

○議長(盛岡英成君) まず、日程第1、議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について、日程第2、議案第28号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、日程第3、議案第29号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定についての3件を、一括議題とします。

以上の案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第41条第1項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

○予算決算委員長(松岡一生君) 予算決算委員会委員を代表しまして、当委員会に付託されました議案第27号から議案第29号の3件について、一括してその審査の結果と経過をご報告いたします。

審査の経過につきましては、9月5日開会の9月定例会において、補正予算の議定3件及び決算認定5件が付託されたことにより、去る9月12日に委員会を開催いたしました。当日は委員8名の全委員及び村長、教育長、また各部局の所属長出席のもと審査を実施いたしました。

本議会の補正予算3件につきましては、会計ごとに審議及び討論を行いました。一般会計では、質疑4名、討論なし。国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計では、質疑・討論ともになしでした。採決の結果につきましては、補正予算3会計とも全員の賛成により、原案どおり可決するものと決定いたしました。

質疑の内容につきましては、委員会に全議員出席いただいての審議でございましたので、割愛させていただきます。

以上で、議案第27号から議案第29号についての、予算決算委員会の委員長報告といたします。

○議長(盛岡英成君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございま

せんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### ◎議案第27号平成29年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定

#### [討論、採決]

○議長(盛岡英成君) 続いて、議案ごとに討論・採決を行います。

日程第1、議案第27号 平成29年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。日程第1、議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第27号 平成29年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第28号平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定 [討論、採決]

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第2、議案第28号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。日程第2、議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、議案第28号 平成29年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第29号平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定 [討論、採決]

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第3、議案第29号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。日程第3、議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、議案第29号 平成29年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

#### ◎決算一括〔予算決算委員長報告、動議〕

認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算、

認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、

認定第3号平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、

認定第4号平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算、

認定第5号平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第4、認定第1号 平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号 平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第4号 平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第5号 平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の5件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。

本件につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

○予算決算委員長（松岡一生君） 予算決算委員会委員を代表しまして、当委員会に付託されました認定第1号から認定第5号までの各会計、歳入歳出決算認定5件について、一括してその審査結果についてご報告いたします。

経過につきましては、先に報告させていただきましたので、省略をさせていただきます。本議題の決算認定5件に係る審査につきましては、全会計を一括議題とし、各部局の長より平成28年度における主要施策の成果に関する報告の後、一括質疑を行いました。質疑はございませんでした。その後、各会計ごとに討論及び採決を行い、一般会計においてのみ賛成討論1件ございました。採決につきましては、全会計とも全員の賛成により、原案どおり認定するものと決定いたします。討論の内容につきましては、全議員出席の審査でございますので、割愛させていただきます。

以上で、認定第1号から認定第5号についての予算決算委員会の委員長報告いたします。

○議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

○6番（木村忠雄君） 議長。

○議長（盛岡英成君） 木村忠雄君。

○6番（木村忠雄君） 動議を提出します。ただいまの決算一括議題につきましては、全議員で構成する予算決算委員会で審査され、その結果は、今の委員長報告のとおりでございます。

既に議員全員で審査済みでありますので、会議規則第59条第3項の規定により、質疑及び討論を省略して、案件ごとに採決のみ行うことを望みます。

以上です。

(「賛成」の声あり)

○議長(盛岡英成君) ただいま、木村忠雄君から、委員長質疑及び討論を省略することの動議が提出されました。この動議はほかに賛成者がありますので、成立しました。

それでは、質疑及び討論を省略することの動議を議題として、採決します。この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、質疑及び討論を省略することの動議は、可決されました。したがって、これより、順次案件ごとに、採決のみ行います。

#### ◎認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定〔採決〕

○議長(盛岡英成君) まず、認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、認定第1号平成28年度御杖村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

#### ◎認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定〔採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。

全員の起立により、認定第2号平成28年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

#### ◎認定第3号平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定〔採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、認定第3号平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、認定第3号 平成28年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

◎認定第4号平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
〔採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、認定第4号 平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、認定第4号 平成28年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

◎認定第5号平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定〔採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、認定第5号 平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。

全員の起立により、認定第5号 平成28年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

以上で、決算認定案件については、終わります。

◎議員派遣〔上程、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第9、議員派遣についてを議題とします。

議員を派遣しようとするときは、会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定することとなっております。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りました資料のとおり派遣することにしたいと思います。また、派遣内容についての一部の変更については、議長において行いたいと思いますが、これらにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり派遣することを決定し、一部の変更については議長において行うことといたします。

◎閉会中の継続調査申し出〔上程、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第10、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、既に配付されています「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（盛岡英成君） これにて、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

よって、平成29年9月御杖村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（閉会 午前10時17分）



◎会議録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 盛岡英成

御杖村議会 議員 木村忠雄

御杖村議会 議員 松岡一生